原子力規制委員会 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号 氏名 四国電力株式会社 取締役社長

取締役社長 長 井 啓 介 社長執行役員

# 使用前確認申請書の記載内容の変更について

令和3年12月22日付け原子力発 第21325号で申請しました伊方発電所第3号機使用前確認申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

以上

# 1. 使用前確認申請書

伊方発電所第3号機 使用前確認申請書番号 原子力発 第21325号(令和3年12月22日)

#### 2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書の変更の内容

## (変更前)

# 【申請書記載事項】

法第43条の3の9第1項若しくは 第2項の認可年月日及び認可番号又 は法第43条の3の10第1項の規 定による届出をした年月日

設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年 7月 7日 原規規発第2107076号

#### (変更後)

# 【申請書記載事項】

法第43条の3の9第1項若しくは 第2項の認可年月日及び認可番号又 は法第43条の3の10第1項の規 定による届出をした年月日

設計及び工事の計画の認可年月日及び認可番号 令和3年 7月 7日 原規規発第2107076号 令和5年 8月 4日 原規規発第2308045号

# 2. 2 使用前確認申請書 別紙1の変更の内容

# (変更前)

#### 【申請書記載事項】

工事の工程

構造、強度又は漏えいに係る検査(表1\*)

期日 自 令和 4年 1月 至 令和 9年10月

場所 • 伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40 番地3)

- ・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)
- ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地)
- ·有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1)

#### 工事の工程

主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1\*)

期日 自 令和 4年 4月

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

# 工事の工程

工事完了時の検査(表7\*)

期日 自 令和 4年 4月

至 令和 9年10月

場所 • 伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40 番地3)

・三菱重工業株式会社

原子力セグメント (神戸地区)

(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所

工事の工程 基本設計方針検査 (表 8 <sup>\*</sup>)

期日 自 令和 4年 1月

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

- ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地)
- ·有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1)
- ・ JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 倉敷地区 (岡山県倉敷市水島川崎通り1丁目)
- ·松下工業株式会社 (愛媛県伊予郡松前町大字北川原1221)
- ・株式会社富士精工本社 (石川県能美市大浜町ヤ25)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所

#### 工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査(表9\*)

期日 自 令和 4年 1月

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

※: 原規規発第 2107076 号で認可された設計及び工事計画認可申請書の工事の方法に記載する表を示す。

# 【申請書記載事項】

工事の工程

構造、強度又は漏えいに係る検査(表1\*)

期日 自 令和 4年 1月 26日

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40 番地3)

・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

- ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地)
- ·有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1)
- · 日軽新潟株式会社 (新潟県新潟市北区太郎代1572番19)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所

#### 工事の工程

主要な耐圧部の溶接部に係る検査(表3-1\*)

期日 自 令和 4年 4月 1日

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

#### 工事の工程

工事完了時の検査(表 7\*)

期日 自 令和 5年 4月 11日

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

• 三菱重工業株式会社

原子力セグメント(神戸地区)

(兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

工事の工程

基本設計方針検査(表8\*)

期日 自 令和 4年 1月 26日

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

・三菱重工業株式会社 原子力セグメント(神戸地区) (兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番1号)

- ・八幡浜生コンクリート株式会社 (愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地500番地)
- ·有限会社山口鉄筋 (愛媛県松山市西垣生町350番地1)
- ・ JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 倉敷地区 (岡山県倉敷市水島川崎通り1丁目)
- ·松下工業株式会社 (愛媛県伊予郡松前町大字北川原1221)
- ・株式会社富士精工本社 (石川県能美市大浜町ヤ25)

使用前確認を受けようとする 使用前事業者検査に係る工事 の工程、期日及び場所

#### 工事の工程

品質マネジメントシステムに係る検査(表9\*)

期日 自 令和 4年 9月 14日

至 令和 9年10月

場所 ・伊方発電所

(愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3)

※:原規規発第2107076 号及び原規規発第2308045 号で認可された設計及び工事計画認可申請書の工事の方法に記載する表を示す。

# 2. 3 使用前確認申請書 別紙2の変更の内容

(変更前)

【申請書記載事項】

第一期工事

対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち4基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)1号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)2号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)3号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 4号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 1号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1)2号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 3号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 4号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

原子炉冷却系統施設

原子炉冷却系統施設に係る基本設計方針に記載の設備

放射線管理施設

生体遮蔽装置

補助遮蔽

放射線管理施設に係る基本設計方針に記載の設備

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

• 使用済燃料乾式貯蔵建屋

消火設備

主配管

・重油タンク周辺消火水供給ライン分岐点(1,2,3 号機共用)~使用済燃料乾式貯蔵建屋消火水供給 ライン第一分岐点(1,2,3号機共用)

火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備

使用の期間

自:令和7年2月

至:令和3年7月7日 原規規発第2107076号をもって認可 を受けた設計及び工事計画に係る発電用原子炉施設に対 する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する 法律第43条の3の11第3項の使用前確認の日(以下 「確認証交付日」という。)

原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

# 第一期工事

原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

# 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

#### 対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち4基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)5号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)6号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)7号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 8号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 5号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1)6号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1)7号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 8号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

# 使用の期間

自:令和8年2月

至:確認証交付日

#### 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

#### 対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち4基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)9号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)10号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)11号
- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)12号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 9号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 10号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 11号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 12号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

# 使用の期間

自:令和8年11月

至:確認証交付日

#### 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用溶燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共 用) のうち2基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)2号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 3号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち2個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 2号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 3 号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

原子炉冷却系統施設

原子炉冷却系統施設に係る基本設計方針に記載の設備

放射線管理施設

生体遮蔽装置

補助遮蔽

放射線管理施設に係る基本設計方針に記載の設備

その他発電用原子炉の附属施設

火災防護設備

火災区域構造物及び火災区画構造物

• 使用済燃料乾式貯蔵建屋

消火設備

主配管

・重油タンク周辺消火水供給ライン分岐点(1,2,3) 号機共用)~使用済燃料乾式貯蔵建屋消火水供給 ライン第一分岐点(1,2,3号機共用)

火災防護設備に係る基本設計方針に記載の設備

使用の期間

自:令和7年2月

至:令和3年7月7日付け原規規発第2107076号及び令和5 年8月4日付け原規規発第2308045 号をもって認可を受 けた設計及び工事計画に係る発電用原子炉施設に対する 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第43条の3の11第3項の使用前確認の日(以下「確

認証交付日」という。)

原子炉本体に係る工事の場合 であって、原子炉本体を試験 のために使用するとき又は発 電用原子炉施設の一部が完成 した場合であってその完成し た部分を使用しなければなら ない特別の理由があるときに あっては、その使用の期間及 び方法

# 第一期工事

原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

# 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

#### 対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち2基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 1号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 4号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち2個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 1号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 4号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

#### 使用の期間

自:令和7年6月

至:確認証交付日

#### 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

#### 対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち4基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 5号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 6号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)7号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 8号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 5号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1)6号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 7号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 8号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

# 使用の期間

自:令和8年4月

至:確認証交付日

#### 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

#### 対象施設の概要

伊方発電所第3号機

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

使用済燃料貯蔵設備

使用済燃料貯蔵用容器

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)(1,2,3号機共用)のうち4基
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)9号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)10号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)11号
- ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1)12号

使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置

- ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 9号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 10号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 11号
  - ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 12号

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る基本設計方針に 記載の設備

# 使用の期間

自:令和9年1月

至:確認証交付日

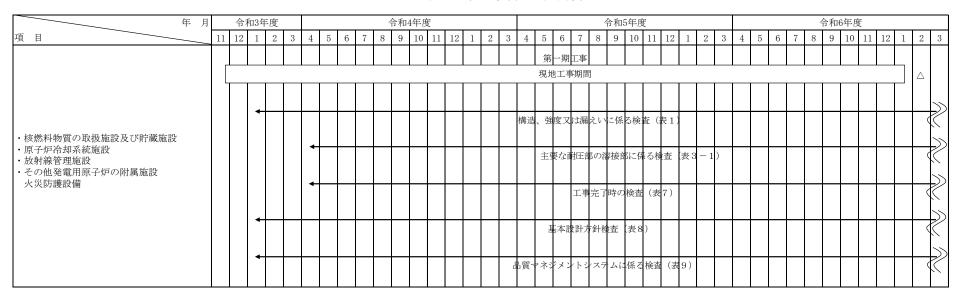
#### 使用の方法

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要があり、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を確認証交付日まで使用する。

# 2.3 使用前確認申請書 添付資料-1の変更の内容 (変更前)

# 【申請書記載事項】

# 工事の工程に関する説明書



年 月		令和7年度													令和8年度													令和9年度											
項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
項 目  ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 ・原子炉冷却系統施設 ・放射線管理施設 ・その他発電用原子炉の附属施設 ・火災防護設備		5	6	7	8					<b>1</b>	#II.   △	構注	告、:	強度 正部 (	又はの溶	現は漏え		工事 に係	第三 期間 一 検査	査(表	Ľ事 △	)	1	2	3	4	5					期工		12	1	2	3		
	<b>\(\)</b>													基本	設	計方	針楨	企	(表8	8)																			
	$\langle \langle \rangle$										Ē	a質·	マネ	ジメ	ント	・シフ	マテ.	ムに	係る	検査	表	9)																	

→ : 使用前事業者検査△ : 一部使用の適用

# (変更後)

# 【申請書記載事項】

# 工事の工程に関する説明書



	年 月					ŕ	う和7	年度	Ę											令和	8年	度											令和	9年月	变				
項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	2 :	3	4	5	6	7	8	9	10	0 1	1 1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	現地工事	第	二期	_						見地		第間	等王基 精 主要	朝二	事 △ 強ル 耐圧 エ	度又部の二事等	は漏溶接	部に	に係係る金	現地はる検査(表で	在 (3 (3)	表 3	第四 1) - 1	期 )										五期 :	事				
		1											胡貨	[7]	不ジ	メン	トシ	ステ	ムに	係る	<b>検</b> 3	<b>企</b> (	表9	)															

→ : 使用前事業者検査△ : 一部使用の適用

#### 2. 4 変更理由

工程調整の結果、工事の場所及び工事の工程を見直したことに伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」及び「工事の工程に関する説明書」を変更する。

併せて、工事の進捗に伴い、「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の 工程、期日及び場所」及び「工事の工程に関する説明書」を変更する。

また、火災感知設備の設置要件を明確化することを目的とした「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の一部改正を踏まえ、その他発電用原子炉施設のうち火災防護設備に係る基本設計方針を変更したことに伴い、「法第43条の3の9第1項若しくは第2項の認可年月日及び認可番号又は法第43条の3の10第1項の規定による届出をした年月日」及び「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法」の項目に、許認可年月日及び認可番号を追記する。